

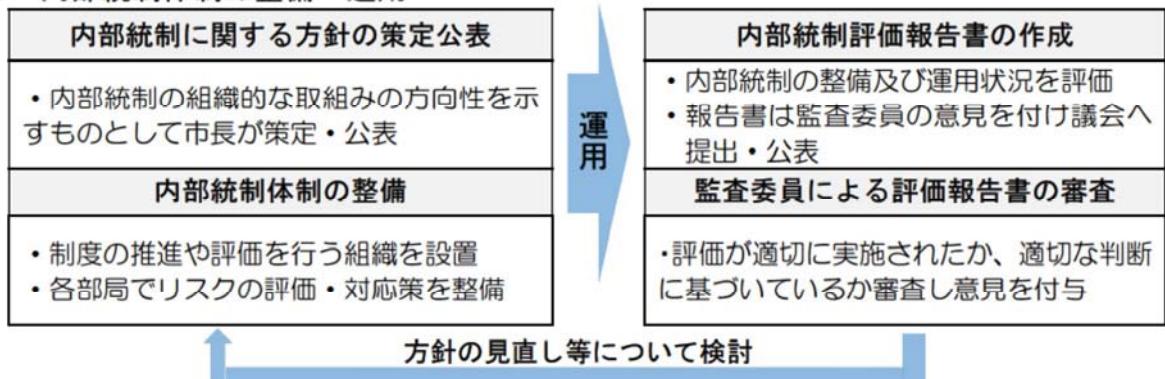
内部統制制度の導入について

地方自治法の改正により、都道府県・指定都市に「内部統制制度」の導入が義務付けられた(2020年4月施行)。
本市においても制度の本格導入に向け、全庁的に体制整備を進める必要がある。

1 内部統制とは

- 「個人情報の漏洩・紛失」「公金の横領」など、行政の組織目的達成を阻害するさまざまな要因を「リスク」として事前に洗い出し、影響度などを評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する制度のこと。
- あらかじめ「リスク」があることを前提とすることで適正な業務執行が確保され、業務の効率的・効果的な達成などの効果が期待される。

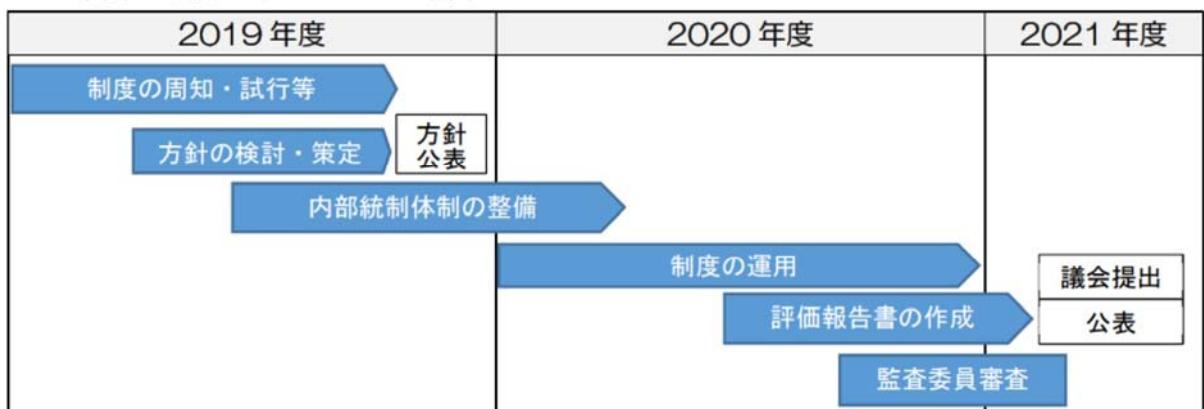
2 内部統制体制の整備・運用



3 各部署共通で必要となる主な作業

- 各業務レベルでの要綱・要領の確認、リスク対応策の整備
 - 自らの部局の業務に関する「リスク」の洗いだし。
- 毎年運用状況等を自己評価
 - リスク対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかなどを評価

4 今後の想定スケジュール(案)



※詳細は準備が整った段階で順次お知らせします。